

議案第 1 号

沖縄県立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則について

以下の理由により、沖縄県立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則案を別紙のとおり提出する。

令和5年9月14日提出

沖縄県教育委員会教育長 半嶺 満

理 由

県立学校の教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置を定める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

(別紙)

沖縄県教育委員会規則第 号

沖縄県立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するため、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号。次条において「法」という。）第7条第1項に規定する指針（次条において「指針」という。）に基づき、教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 正規の勤務時間 沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（昭和47年沖縄県条例第43号）第2条に規定する勤務時間をいう。
- (2) 教育職員 法第2条第2項の教育職員のうち沖縄県立高等学校等の設置に関する条例（昭和47年沖縄県条例第22号）第1条の県立学校に勤務する者をいう。
- (3) 在校等時間 指針に規定する在校等時間をいう。
- (4) 所定の勤務時間 正規の勤務時間から休日等（沖縄県職員の給与に関する条例（昭和47年沖縄県条例第53号）第23条の規定により休日勤務手当が一般の職員に対して支給される日をいう。）における正規の勤務時間を除いたものをいう。

(業務量の適切な管理)

第3条 沖縄県教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、教育職員の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間を次に掲げる時間の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行うものとする。

- (1) 1か月につき45時間
 - (2) 1年につき360時間
- 2 教育委員会は、教育職員が児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間以外に業務を行わざるを得ない場合には、前項の規定にかかわらず、教育職員の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間を次に掲げる時間及び月数の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行うものとする。
- (1) 1か月につき100時間未満
 - (2) 1年につき720時間
 - (3) 1か月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1か月、2か月、3か月、4か月及び5か月の期間を加えたそれぞれの期間において1か月当たりの平均時間につき80時間
 - (4) 1年のうち1か月において所定の勤務時間以外の時間において45時間を超えて業務を行う月数につき6か月

(補則)

第4条 この規則に定めるもののほか、教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規則案の概要の説明

部課名 教育庁学校人事課

1 件名

沖縄県立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則

2 制定の経緯及び必要性

- (1) 文部科学省が平成31年1月に策定した公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドラインを、法的根拠のある指針に格上げし、教育職員の在校等時間の縮減の実効性の強化その他公立の義務教育諸学校等における働き方改革を推進するため、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）の一部が改正され、令和2年4月1日から、文部科学大臣は、教育職員の業務量の適切な管理等に関する指針を策定及び公表することとなった。
- (2) (1)を踏まえ、県は、令和2年度に義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和47年沖縄県条例第97号）の一部を改正し、教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置（以下「措置」という。）は、(1)の指針に基づき、教育職員のサービスを監督する教育委員会が定めるところにより行うものとした。
- (3) 現時点において、県立学校の教育職員に係る措置については、県立学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針（令和2年3月）により定めているところであるが、(1)のとおり、国がガイドラインを指針に格上げし、その実効性を強化したことに鑑み、県教育委員会においても、当該措置を規則で定め、その実効性を強化する必要がある。

3 規則案の概要

- (1) 趣旨について定める。（第1条）
- (2) 定義について定める。（第2条）
- (3) 教育委員会は、教育職員が所定の勤務時間以外の時間において業務を行う時間を、1か月に45時間以内かつ1年に360時間以内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行うものとする。（第3条第1項）
- (4) 教育委員会は、(3)にかかわらず、通常予見することのできない業務量の大幅な増加等があった場合には、教育職員が所定の勤務時間以外の時間において業務を行う時間を、1か月に100時間未満かつ1年に720時間以内等とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行うものとする。（第3条第2項）
- (5) この規則に定めるもののほか教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置に関し必要な事項については、教育委員会が別に定める。（第4条）
- (6) この規則は、公布の日から施行する。（附則）

4 根拠法令

- (1) 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）
- (2) 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和47年沖縄県

条例第97号) 第6条第3項

5 添付資料

- (1) 根拠法令等の参照条文
- (2) その他参考となる資料

参照条文

○公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和四十六年法律第七十七号）

（趣旨）

第一条 この法律は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の職務と勤務態様の特殊性に基づき、その給与その他の勤務条件について特例を定めるものとする。

（定義）

第二条 （略）

2 この法律において、「教育職員」とは、義務教育諸学校等の校長（園長を含む。次条第一項において同じ。）、副校長（副園長を含む。同項において同じ。）、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師（常時勤務の者及び地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）、実習助手及び寄宿舎指導員をいう。

（教育職員の業務量の適切な管理等に関する指針の策定等）

第七条 文部科学大臣は、教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するため、教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針（次項において単に「指針」という。）を定めるものとする。

2 文部科学大臣は、指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）

（教育機関の設置）

第三十条 地方公共団体は、法律で定めるところにより、学校、図書館、博物館、公民館その他の教育機

関を設置するほか、条例で、教育に関する専門的、技術的事項の研究又は教育関係職員の研修、保健若しくは福利厚生に関する施設その他の必要な教育機関を設置することができる。

（教育機関の職員）

第三十一条 前条に規定する学校に、法律で定めるところにより、学長、校長、園長、教員、事務職員、技術職員その他の所要の職員を置く。

2 前条に規定する学校以外の教育機関に、法律又は条例で定めるところにより、事務職員、技術職員その他の所要の職員を置く。

3 前二項に規定する職員の定数は、この法律に特別の定がある場合を除き、当該地方公共団体の条例で定めなければならない。ただし、臨時又は非常勤の職員については、この限りでない。

（職員の身分取扱い）

第三十五条 第三十一条第一項又は第二項に規定する職員の任免、人事評価、給与、懲戒、服務、退職管理その他の身分取扱いに関する事項は、この法律及び他の法律に特別の定めがある場合を除き、地方公務員法の定めるところによる。

（服務の監督）

第四十三条 市町村委員会は、県費負担教職員の服務を監督する。

2 県費負担教職員は、その職務を遂行するに当つて、法令、当該市町村の条例及び規則並びに当該市町村委員会の定める教育委員会規則及び規程（前条又は次項の規定によつて都道府県が制定する条例を含む。）に従い、かつ、市町村委員会その他職務上の上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。

3 県費負担教職員の任免、分限又は懲戒に関して、地方公務員法の規定により条例で定めるものとされている事項は、都道府県の条例で定める。

4 都道府県委員会は、県費負担教職員の任免その他の進退を適切に行うため、市町村委員会の行う県費負担教職員の服務の監督又は前条若しくは前項の規定により都道府県が制定する条例の実施について、技術的な基準を設けることができる。

○公立学校の教育職員の業務量の適切な管理そ

の他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針（令和2年文部科学省告示第1号）

第2章 服務監督教育委員会が講ずべき措置等

第1節 業務を行う時間の上限

(1) 本指針における「勤務時間」の考え方

教育職員は、社会の変化に伴い児童生徒等がますます多様化する中で、語彙、知識、概念がそれぞれ異なる一人一人の児童生徒等の発達の段階に応じて、指導の内容を理解させ、考えさせ、表現させるために、言語や指導方法をその場面ごとに選択しながら、適切なコミュニケーションをとって授業の実施をはじめとした教育活動に当たることが期待されている。このような教育職員の専門性や職務の特徴を踏まえ、また、教育職員が超勤4項目以外の業務を行う時間が長時間化している実態も踏まえると、正規の勤務時間外にこうした業務を行う時間も含めて教育職員が働いている時間を適切に把握することが必要である。

このため、教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間として外形的に把握することができる時間を当該教育職員の「在校等時間」とし、服務監督教育委員会が管理すべき対象とする。

具体的には、正規の勤務時間外において超勤4項目以外の業務を行う時間も含めて教育職員が在校している時間を基本とし、当該時間に、以下に掲げるイ及びロの時間を加え、ハ及びニの時間を除いた時間を在校等時間とする。ただし、ハについては、当該教育職員の申告に基づくものとする。

イ 校外において職務として行う研修への参加や児童生徒等の引率等の職務に従事している時間として服務監督教育委員会が外形的に把握する時間

ロ 各地方公共団体が定める方法によるテレワーク（情報通信技術を利用して行う事業場外勤務）等の時間

ハ 正規の勤務時間外に自らの判断に基づいて自らの力量を高めるために行う自己研鑽の時間その他業務外の時間

ニ 休憩時間

(2) 上限時間の原則

服務監督教育委員会は、その所管に属する学校の教育職員の在校等時間から所定の勤務時間（給特法第6条第3項各号に掲げる日（代休日）が指定された日を除く。）以外の日における正規の勤務時間をいう。以下同じ。）を除いた時間を、以下に掲げる時間の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行うこととする。

イ 1日の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間の1箇月の合計時間（以下「1箇月時間外在校等時間」という。） 45時間

ロ 1日の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間の1年間の合計時間（以下「1年間時間外在校等時間」という。） 360時間

(3) 児童生徒等に係る臨時的な特別の事情がある場合の上限時間

服務監督教育委員会は、児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合においては、(2)の規定にかかわらず、教育職員の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間を、以下に掲げる時間及び月数の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行うこととする。

イ 1箇月時間外在校等時間 100時間未満

ロ 1年間時間外在校等時間 720時間

ハ 1年のうち1箇月時間外在校等時間が45時間を超える月数 6月

ニ 連続する2箇月、3箇月、4箇月、5箇月及び6箇月のそれぞれの期間について、各月の1箇月時間外在校等時間の1箇月当たりの平均時間 80時間

参照条文

○義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和47年沖縄県条例第97号）

（定義）

第2条 この条例において、「義務教育諸学校等」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する公立の小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校をいう。

2 この条例において、「教育職員」とは、義務教育諸学校等の主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師（常時勤務の者及び地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）、実習助手及び寄宿舎指導員をいう。

（教育職員の正規の勤務時間を超える勤務等）

第6条 教育職員については、正規の勤務時間（沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（昭和47年沖縄県条例第43号。以下「勤務時間条例」という。）第2条に規定する勤務時間をいう。以下この項及び第3項において同じ。）の割振りを適正に行い、原則として時間外勤務（正規の勤務時間を超えて勤務することをいい、休日等（給与条例第23条の規定により休日勤務手当が一般の職員に対して支給される日をいう。）において正規の勤務時間中に勤務することを含む。次項において同じ。）を命じないものとする。

2 教育職員に対し時間外勤務を命ずる場合は、次に掲げる業務に従事する場合であって臨時又は緊急のやむを得ない必要があるときに限るものとする。

(1) 校外実習その他生徒の実習に関する業務

(2) 修学旅行その他学校の行事に関する業務

(3) 職員会議に関する業務

(4) 非常災害の場合、児童又は生徒の指導に関し緊急の措置を必要とする場合その他やむを得ない場合に必要な業務

3 教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第7条第1項に規定する指針に基づき、教育職員のサービスを監督する教育委員会の定めるところにより行うものとする。

○沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（昭和47年沖縄県条例第43号）

（1週間の勤務時間）

第2条 職員の勤務時間は、休憩時間を除き、1週間について38時間45分とする。ただし、特別の勤務に従事する職員の勤務時間は、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分とする。

2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員（育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなつた職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）の1週間当たりの勤務時間は、前項の規定にかかわらず、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容（育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなつた職員にあつては、同条の規定によりすることとなつた短時間勤務の内容。以下「育児短時間勤務等の内容」という。）に従い、任命権者が定める。

3 地方公務員法第22条の4第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。

4 育児休業法第18条第1項又は沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年沖縄県条例第52号）第4条の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり31時間までの範囲内で、任命権者が定める。

5 任命権者は、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要により前各項に規定する勤務時間を超えて勤務することを必要とする職員の勤務時間について、人事委員会の承認を得て、別に定めることができる。

（休日）

第7条 職員は、休日には特に勤務することを命ぜられない限り、正規の勤務時間中においても勤務することを要しない。

2 前項の休日とは、次の各号に掲げる日とする。

(1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

- (3) 6月23日(沖縄県慰霊の日を定める条例(昭和49年沖縄県条例第42号)第2条に規定する慰霊の日)
- 3 前項第1号に規定する休日(元日及び同日が日曜日にあたる時の1月2日を除く。)が週休日(土曜日を除く。)に当たるときは、これに替えてその日の後日において最も近い休日でない正規の勤務時間の割り振られている日を休日とする。

○沖縄県立高等学校等の設置に関する条例(昭和47年沖縄県条例第22号)

(設置)

第1条 県に、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に定める高等学校、特別支援学校及び中学校(以下「県立学校」という。)を設置する。

○沖縄県職員の給与に関する条例(昭和47年沖縄県条例第53号)

(給与の減額)

第3条 職員が、沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例(昭和47年沖縄県条例第43号。以下「勤務時間条例」という。)第6条に規定する正規の勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)中に勤務しないときは、勤務時間条例第6条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間又は勤務時間条例第7条に規定する休日(勤務時間条例第7条の2第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあつては、当該休日に代わる代休日。以下「休日等」という。)である場合その他その勤務しないことにつき特に承認があつた場合(勤務時間条例第17条の規定に基づく組合休暇、勤務時間条例第17条の2の規定に基づく介護休暇及び勤務時間条例第17条の3の規定に基づく介護時間による場合を除く。)を除き、その勤務しない時間1時間につき、前条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(休日勤務手当)

第23条 休日勤務手当は、休日等において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に対してその正規の勤務時間中に勤務した全時間について支給する。

- 2 休日勤務手当の額は、前項に規定する勤務した時間1時間につき第2条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額とする。